２０２０

総 務 常 任 委 員 会 記 録

議会　閉会中

令 和 ２ 年 ２ 月 ７ 日 （ 金 曜 日 ）　 開 議
令 和 ２ 年 ２ 月 ７ 日 （ 金 曜 日 ）　 散 会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令 和 ２ 年 ２ 月 ７ 日 （ 金 ）
メルトタワー２１　２階大会議室
開 議　午 後　２ 時 ０ ０ 分
散 会　午 後　２ 時 ４ ７ 分

日 程	番　号	件　名	結　果
1	報 告 事 項	広域連合の運営に関する事項 １　新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定について ２　中間処理施設火災対策の取り組み状況について ３　西いぶり広域連合建築物の長寿命化の考え方について	

○出席委員（１１名）
委 員 長　我 妻 静 夫
副委員長　森　太 郎
委　員　五十嵐 篤 雄　真 鍋 盛 男　山 田 秀 人
砂 田 尚 子　羽 立 秀 光　小 栗 義 朗
阿 戸 孝 之　阿 部 正 明　小久保 重 孝

○欠席委員（３名）
委　員　板 垣 正 人　大 髙 一 敏　杉 尾 直 樹

〇出席理事者

＜西いぶり広域連合事務局＞

佐　藤		事務局長
田　所		総務課長
稲　場		総務課主幹
藤　谷		総務課主幹

総　務　常　任　委　員　会　記　録

令和２年２月７日（金曜日）

午後　２時００分　開議

〇我妻委員長　ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は板垣委員、大高委員並びに杉尾委員から欠席する旨連絡を受けております。

所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括して求めます。

〇佐藤事務局長　何かとお忙しいところ総務常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項３件につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

１の新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定につきましては２月に予定しております入札公告の概要などについて、２の中間処理施設火災対策の取組状況についてにつきましては、昨年２月のときに火災対策として報告させていただいておりますが、その後の検討状況について、３の西いぶり広域連合建築物の長寿命化の考え方についてにつきましては、広域連合施設の長寿命化に関わる今後の対応につきまして御報告させていただきます。詳細の説明につきましては、１の新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定についてと３の西いぶり広域連合建築物の長寿命化の考え方については稲場総務課主幹から、２の中間処理施設火災対策の取組状況については藤谷総務課主幹から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

〇稲場総務課主幹　それでは、１の新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定について御説明させていただきます。委員会資料１を御覧いただきたいと思います。新中間処理施設の整備・運営事業につきましては、今月の下旬に事業者選定についての入札公告を予定してございまして、今回はその概要について御報告するものでございます。

まず、１、入札説明書についてです。（１）の事業概要から（４）の選定方式までは昨年１１月の総務常任委員会において御報告させていただきました実施方針を反映したものとなってございまして、特に変更はございませんことから説明については割愛させていただきます。

（５）の予定価格につきましては、プラントメーカーへのヒアリングや類似事例の建設実績を考慮して設定する予定としてございます。

続きまして、２の落札者決定基準についてです。落札者決定基準につきましては、入札公告時に公表する予定としております。

まず、（１）の技術点と価格点の比率の考え方についてですが、今回は総合評価方式の採用を予定しておりますため、技術点、これは選定委員会による技術的な部分の評価にな

りますが、これと価格点、これは参加者による入札価格を指しますが、この２つを同等に評価できる配点とする予定としております。

裏面を御覧いただきたいと思います。（２）の評価項目についてです。評価項目につきましては大きく２つの項目に分ける予定としております。１つ目が事業計画についてで、組織体制や経営計画、リスク管理などを評価する予定としております。２つ目が設計、建設及び運営についてで、安定稼働、建物の配置、動線、環境保全などを評価する予定としております。

次に、（３）評価項目ごとの配点の考え方ですけれども、本事業において重点を置く評価項目につきましては配点を高くしたいと考えてございます。

続きまして、３、要求水準書についてです。要求水準書は施設が満たすべき性能や最低限の基準を示すものとなります。なお、下線を引いた部分につきましては現施設における課題の検証を踏まえた記載項目となっております。

まず、（１）基本条件についてです。災害対策、これは津波対策ですが、津波浸水予測高さよりも施設の床の高さを高くするなどの津波対策を行うことを条件とする予定としております。地域貢献につきましては、下請負人等の選定については地元企業の中から選定するよう努めることを条件とする予定としております。性能保証につきましては、ごみ処理能力、排ガス基準、排ガス滞留時間及び溶融温度などを設定する予定としております。なお、性能保証につきましては、運営期間中の契約金額内で達成する性能であると規定する予定としております。瑕疵担保につきましては、瑕疵担保期間やプラントに関する瑕疵確認の基準を詳細に設定する予定としております。なお、灯油などの用役使用量についての瑕疵基準も設定する予定としております。

次に、（２）設計・建設についてです。建設工事につきましては、環境に配慮した建設機械の使用や近隣への配慮について定める予定としております。火災対策につきましては、対策のための設備、運用について定める予定としております。

次に、（３）運営・維持管理についてです。運転管理業務、維持管理業務及びそのほかの関連業務について求める事項を定めるものとなります。機器の補修・更新計画の策定につきましては、建設事業者に対し運営期間中の計画の策定を求める予定としております。また、モニタリングということで運営・維持管理や補修、更新に関する月次・年次モニタリングの実施についても定める予定としております。また、財務に関するモニタリングの実施についても規定する予定としております。

続きまして、４、契約書（案）についてです。（１）契約書等の種類についてですが、４種類ございまして、基本協定書、基本契約書、建設工事請負契約書及び運営・維持管理業務委託契約書となります。

次に、（２）の主な内容についてです。基本協定書は契約の締結に向けて発注者及び受注者の役割等を定めるものとなります。基本契約書につきましては、事業の円滑な実施のために必要な基本事項を定めるものとなります。なお、運営を行う特別目的会社の損害賠

償義務について、特別目的会社への出資者、これは建設事業者を指しますが、に対して連帯保証を求める予定としております。建設工事請負契約書は、建設工事におけるリスク分担等を定めるものとなります。運営・維持管理業務委託契約書は、運営・維持管理におけるリスク分担、例えば運営期間中のごみ量やごみ質が変化した場合の対応などを定めるものとなります。

この件の説明は以上でございます。

〇藤谷総務課主幹　２番目の中間処理施設火災対策の取組状況について、委員会資料２で説明させていただきます。

１の経緯でございます。火災対策については、平成３０年４月にメルトタワーの不燃粗大ピットで発生いたしました大規模火災の後、火災の原因と疑われております可燃性ガス缶や電池類、ライター類の施設への混入対策について廃棄物担当課長職会議の中で検討をしてまいりました。これまでに設備の火災対策や住民への周知を行ってきましたが、現在は主に危険ごみの別収集、別処理の実施に向けて開始時期の検討や処理方法などについて具体的な協議を行っている状況でございます。

２の現在までの火災対応状況でございます。３つございまして、（１）が不燃粗大処理設備の火災対策でございます。破砕物搬送コンベヤーについては、破砕機で砕いた不燃粗大ごみを運ぶ設備でございますが、この設備の中に火炎検知器の増設、それと監視モニター装置を設置しまして内部の状況が分かるような対策をしております。

（２）が広域連合施設内に電池類の回収ボックスを設置することでございますが、メルトタワー２１、げんき館ペトトル、リサイクルプラザの３施設の玄関の風除室に電池類の回収ボックスを現在設置しております。

（３）の住民周知の強化でございますが、広域連合や構成市町さんのホームページあるいは広報紙で可燃性ガス缶の穴開け、電池類の分別回収、使用済み小型家電の回収の案内を行ってございます。

３の危険ごみ別収集の検討状況でございます。（１）として、決定事項でございますが、危険ごみ別収集についての現在までの協議の決定事項について表に記載しております。１つ目が収集区分の見直しでございますが、これは新たに危険ごみ区分を設定することとしております。２番目が危険ごみの対象、こちらについては可燃性ガス缶、ライター類、電池類としております。３番目の収集方法については、こちらは構成市町さんごとにごみステーションでの収集や資源ごみの回収日に別の籠を置いて収集したりと構成市町さんごとに設定していただきます。ここまでが昨年度までに決定した事項で、昨年の総務常任委員会でも報告させていただいた事項でございます。今年度決定した事項については、可燃性ガス缶の穴開けについては、こちらは現在は住民の方に穴開けを求めておりますが、別収集が始まった後は住民に穴開けを求めず、施設側で処理を行います。処理を行う場所についてはリサイクルプラザとなりまして、各市町さんで収集した危険ごみをリサイクルプラザに持ち込んでいただいて処理を行います。処理の方法については、ガス缶とライターにつ

いては専用の機械を設置して処理を行います。電池類については現在と同様に外部のリサイクル会社に処理を委託します。

（２）の危険ごみの別収集の開始時期でございます。危険ごみの別収集の開始時期については、当初は令和２年からリサイクルプラザでの処理を開始いたしまして対応可能な構成市町さんから別収集を開始していただいて、令和４年までには全市町が別収集を行うといったことを目標としておりましたけれども、その後協議のほうを進めまして、令和３年４月から全市町が統一して危険ごみの収集を開始することを目標として進めております。

裏面を御覧いただきたいと思います。（３）の別収集の実施までのスケジュールの案でございます。まず、１つ目が令和２年３月末、今年度末までに別収集の開始目標を令和３年４月としておりますが、この開始時期を３月末までに決定したいと考えております。そして、令和２年４月から別収集の開始に向けて住民周知の作業を進めていきたいと考えております。３番目、令和２年９月には危険ごみの処理には事前に処理する機械を設置しておく必要がございますので、補正予算のほうで処理機械を設置するための排気ダクトや電源等の準備工事を行いまして、また処理機械には数か月間の製作期間が必要ということでございますので、こちらは債務負担行為を行い処理機械設置の契約を行いたいと考えております。令和２年１０月からこれらの準備を開始いたしまして、令和３年４月から全市町統一して危険ごみの別収集と別処理を開始する目標でございます。

この件の説明は以上でございます。

○稲場総務課主幹　それでは、３の西いぶり広域連合建築物の長寿命化の考え方について御説明させていただきます。

委員会資料３を御覧いただきたいと思います。広域連合所管の建築物につきましては、現在長寿命化計画の策定を進めてございまして、今回はその考え方について御報告するものでございます。

まず、１の経緯についてです。広域連合所管の建築物につきましては、築年数が２０年を超えるものもございまして、長寿命化の必要性が高まっているものと考えております。また、国からも各地方公共団体に対しまして所管する施設の長寿命化計画の策定が求められているところです。

続きまして、２、計画の目的についてです。目的について４点整理しております。まずは、（１）安全性及び機能性の確保ということで、施設の安全性や機能性を損なう前に適切な改修工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、（２）長寿命化ということで適切な時期に改修工事を行うことで建築物の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、（３）改修工事費の平準化ということで中長期的な長寿命化計画を策定することで改修工事費用の平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、（４）改修工事費の縮減ということで、予防保全の観点から改修工事を行うことによりまして、中長期的な改修費用の縮減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、３、対象建築物についてです。対象としましては、げんき館ペトトル、リサイクルプラザ、データセンター及び最終処分場の４施設を考えております。

続きまして、４、基本的な考え方についてです。まず、（１）としまして目標使用年数の設定です。各種の耐用年数から各建築物の目標とする使用年数を設定してまいります。

２つ目が劣化状況の把握ということで、建築物の部位や各設備の劣化状況の調査を行ってまいります。

３つ目は、計画における保全方針ということで、改修対象の部位、設備ごとに予防保全または事後保全の方針を立ててまいります。

４つ目は、計画における優先順位ということで、施設の用途や施設の部位、設備ごとに改修の優先順位を設定してまいります。

最後に、５のスケジュールについてです。今年度は長寿命化の考え方の整理と対象建築物の劣化状況の調査を実施したところでございます。令和２年度につきましては、これらを踏まえ計画を作成する予定としております。なお、計画の作成につきましては、広域連合の職員による直営での実施を予定しております。

本件の説明は以上でございます。

○我妻委員長　ここで質疑を行いますが、一言申し上げます。委員が質疑される場合におかれましては、御起立の上、発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○小久保委員　では、何点か質問させていただきます。

まず、新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定についてです。いよいよスケジュールがスタートするわけですが、やはり要求水準書の部分でちょっと確認ですが、災害対策のところの浸水予測高さの関係、新施設については住民からもこの点が指摘をされたので、当然これは行うということなのですが、既存のペトトルやリサイクルセンター、データセンターについてはこれを満たしているのか、そのことについてはこの新施設と一緒に何か考えていることはあるのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○藤谷総務課主幹　既存施設の浸水予測状況ということでございますけれども、まずげんき館ペトトルについては、こちら現在の浸水の予測の地域から外れているところでございます。メルトタワーが今のところ現在の予測ではこの建物の海側半分ぐらいが、今資料が手元にないので、はっきりしたことは言えないですけれども、半分ぐらいが今浸水予測にかかっているといったような状況になってございます。

以上でございます。

○小久保委員　分かりました。では、他の施設に関しては今の浸水予測の中にはかかっていないということで、それについては考えていないということで理解をいたしました。

それから、あと性能保証とか瑕疵担保については、これはまさにこれまでも議論してきたように、いわゆる検証をして、そのことをしっかりと反映をして同じ轍を踏まないというところがあるかと思っていますが、このことをしっかりと、ここで書かれているのは非

常に要約されているものだと思うのですが、実際にそれを十分に理解をさせて参加をしてもらうという点ではどんな工夫をしているのかという点、また併せて瑕疵担保の部分では灯油等の用役使用量の基準というのを設定するというふうに書かれているのだけれども、これは場合によっては、いわゆる処理方式によって違いがあると思われるのですが、その辺もどんなふうにお示しをしていくのか、数字がもう分かっているものなのかなというふうにちょっと理解をしているのですが、これについてはいかがでしょうか。もう少し説明を求めたいと思います。

○稲場総務課主幹　現施設の検証を踏まえた性能保証等の反映ということで、その辺をどう事業者の方にお知らせするような工夫をしているのかということでございますけれども、要求水準書のほうに細かいことをいろいろちりばめておるのですけれども、本当の最初の基本的な方針のところに我々としてこういうことを考えているのだ、当然この現施設の検証を踏まえた部分、最初に明記して、まずこれを押さえてくれということをポイントとして整理しているところでございます。

あと、用役の瑕疵の話でございますけれども、一応今考えているのが計画、当初これぐらいの例えば灯油を使いますよという計画をいただきまして、実際にやってみたら違うということがあると思うのですけれども、多少の違いは当然あると思っていますので、基本的には一般的に著しく量が増加しているという場合に一応瑕疵として設定して、それは事業者のほうで責任を持ってくださいという形で設定しようと考えてございます。

以上でございます。

○小久保委員　分かりました。同じ轍を踏まないという点では、前文の部分で記述をされていることなので、その辺についてはしっかりと書いて御理解をいただいた上で参加していただくということだと思います。

また、灯油については言うまでもなくスタートアップについては当然必要だということなのだけれども、今の施設のように当初熱が上がらない、温度が上がらないということで灯油をすごく莫大に使って、その分が負担に響いてきたということでございますから、その点がうたってあればということなのでしょうけれども、ただしっかりとそれを守ってもらえるのかどうか、実際に稼働して、それが予測範囲内でいけるのかどうかとか、そんなことを考えるとかなり実績のあるところではないとなかなかそれは満たせないのかななんていうふうに思ってはいるのですが、改めてその辺についてはしっかり守ってもらえるということで考えていってよろしいのでしょうか、いかがですか。

○稲場総務課主幹　灯油等の用役使用量の確認でございますけれども、通常例えばこの炉ではこれぐらいの灯油を使いますと計画はいただくのですけれども、それに関する確認の試験というのは基本行わないことが多いです。今回はその用役の使用量の確認試験というのも今回の公告書類の中に明記しまして、それで当初の計画と実績がどれぐらい差があるのかという確認をしっかりしていただきますので、もしそれでそごがある場合は、もう瑕疵であるということを設定させていただきますので、当然事業者のほうの負担で施設を直

すなり、その負担をしていただくなりということで考えてございます。
　以上でございます。
〇小久保委員　分かりました。その辺しっかりお願いしたいと思います。
　この点では最後ですが、契約書に関してこれも今ほど御説明があったように本当に様々なこれまでの反省からいろんな対策を講じて整えていると思うのですが、契約書が非常に全てというか、その後大きな影響を与えるということは私たちこれもすごく勉強をしたところなので、考えるとやっぱりこの時点から弁護士さんにも当然入っていただく、その弁護士さんにはその後もこの契約書に対してのある程度保証といいますか、責任を持ってもらえる、そんなことができないのかなというふうにちょっと考えておりました。今回、今の施設に関しての敗訴に当たっては、そういうことを想定していない中で実際発生をしたところでの相談からスタートしたというふうに理解をしていて、そうではなくてやっぱり法的に問題がないかどうか、その辺についての担保を取るのにそうした法務の専門家という者から、この選考委員会のほかにちゃんと相談できるところからある程度お墨つきを得るということができれば少し安心ができるのかなと思ってはいるのですが、そういうことは考えているのか、可能なのか、その辺についての考えを聞かせてください。
〇稲場総務課主幹　現施設の検証を踏まえた新しい施設ができまして、計画書等にいろいろ今回の反省点を踏まえた事項をいろいろ反映していきます。法務の専門家ということで弁護士の方にチェックしてもらえないのかということでございますけれども、基本的にはまずこの間いろいろな応対をしていますけれども、まずモニタリングということでどうしても連合の職員だけでは行き届かない面とか、専門的な部分で少し足りない部分もございますので、コンサルタントですとか、そういう専門家の方の力を借りながらということで考えております。また、その中で弁護士さん、法務の専門家の方の力をどのように借りられるのかということも、基本的にはコンサルタント経由とか、そういう形になるかもしれないのですけれども、ちょっと考えていきたいなと思ってございます。
　以上でございます。
〇小久保委員　後段で相談をしていきたいということでありましたので、これ以上申し上げませんが、いずれにしてもそういう二重にも三重にもやっぱりしっかりと整えていただいて新施設に向かっていっていただきたいなということなので、よろしくお願いいたします。
　２点目は、中間処理施設の火災対策の取組に関してでございます。新しい取組ということで決定されたことが今御説明にあって、可燃性ガス缶の穴開けを施設側で全部やるということで決定いただいたことはよかったなというふうに思っています。それで、ただその専用機械というのが導入されて債務負担行為で出てくるということなのですが、実際どのぐらいの費用が想定されるのかお聞かせをいただきたいなと思います。
〇藤谷総務課主幹　処理にかかる専用機械においての費用といった御質問でございます。
　処理機械を設置するには、先ほど説明しましたように準備の段階でダクトや電源が要り

ますので、こういった初期費用、最初に４００万円程度の費用がかかります。それから、運転費用です。こちらは機械のレンタル費用、それと運転に係る業務委託費用とあるのですけれども、これが合わせて１年当たり５６０万程度、これは毎年かかっていくという費用で今のところ概算として想定しております。

○小久保委員　分かりました。

今のレンタルと業務の関係で５６０というのは、当然その規模というか容量というのですか、それは当然規模があってその数字、規模があってその設備だと思うので、それは今想定されているところでの数字というものは何トンを考えていてその設備になっているのかというところの考え方をもうちょっとお聞かせください。

○藤谷総務課主幹　導入を想定しております機械の設備の容量といった質問でしたけれども、今想定している処理量、こちらのほうについては、こちらメーカー等から人口規模からメーカーの持っている実績、知見をいただきまして、ガス缶については今のところ想定では広域連合地域で１年間当たり３６トン、そのほかライターについては、こちらは運転をしている西胆振環境の会社から示していただいて、こちらが３トン程度、合わせて処理機械については３６トン足す３トンで３９トンぐらいが１年間の処理規模ということで今想定しております。

○小久保委員　了解しました。

この点では、あと電池の関係の回収ボックスの設置のことがございました。これはこの広域連合内での施設は当然だと思うのですが、各市町に関してはどうなっているのか、また以前たしか量販店とかコンビニとか民間事業者にも協力を要請すべきではないかというふうなこともございましたが、それについてはどう考えているのかお聞かせをいただきたいなと思います。

○藤谷総務課主幹　まず、１つ目の電池の回収ボックス、こちらについてのほかの市町への設置状況といったことなのですけれども、まず広域連合の施設に設置した事情といいますのが、これまでも自己搬入の部分についてはプラットホームの係員が手渡しで受けるといった形で受け入れたところなのですけれども、あまり周知をされていなかったということもございまして、広域連合での周知、それと広域連合での回収強化、こういった必要があるということで利用者がいる３施設のほうに設置した経緯がございます。

そして、構成市町での回収ボックスの設置なのですけれども、こちらは構成市町さんのほうではもう既に各市町さんごとで各所に回収箱を置く拠点回収ですとか、それとかごみステーションヤード、そういったところでの分別の周知、それと別回収といったことが行われているということなので、新しい回収箱というのは置いていないといった状況でございます。

それと、販売店への協力の要請ということなのですけれども、これから危険ごみを別収集するということで周知のほうを行っていくというところなのですけれども、こちら販売店さんに周知のほうを協力していただけると大変効果が高まる、皆さんに見てもらえる場

所というところでもございますので、今後周知の方法について検討していくところなのですけれども、販売店さんにも協力してもらうことも含めて検討していきたいなと思っております。

〇小久保委員　分かりました。回収に関してはちょっと各市町で少し温度差があるのかもしれませんが、いずれにしてもそれは進んでいるということの理解をいたしました。

全体の回収が３年から始められるということでございますから、それまでの間対策を広域からも各環境衛生担当者会議というのですか、その方々とちゃんと情報共有をして進めていただきたいなというところでございます。

あと、最後に長寿命化の関係で１点だけです。基本的な考え方の中の各建築物の目標とする使用年数の設定に関してですが、もう既に今年度長寿命化の考え方の整理と劣化状況の調査の実施を行っているということなので、ある程度この年数は決まっているのかなと思うので、この際ちょっとお聞かせをいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

〇稲場総務課主幹　長寿命化について、目標とする使用年数の考え方でございますけれども、耐用年数というのは経済的耐用年数ですとか、法定耐用年数、あと物理的耐用年数といったものはございます。一応その中で一番長いと考えられます物理的耐用年数、大体一般的には鉄筋コンクリートですと６０年～７０年程度ということがございますので、その辺りを基準として考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

〇小久保委員　その物理的耐用年数ということが６０年、７０年。そうしますと、今回の長寿命化計画もそういった２０年たっているものについてはあと４０年以上の計画を立てていくということで考えているということなのでしょうか。いずれにしても物理的なと言いながらも、逆に言うとそれは非常に高上がりになっていくような気もしないでもない。要するにその設備関係も含めて考えるべきなのではないかとか、長寿命化と一言に言ってもただ単に延ばせばいいということの考え方の中で設定はちょっと時代にそぐわなくなってくる可能性もあるのではないかとか、様々物理的耐用年数を想定をしたとしたらちょっと長過ぎるのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

〇稲場総務課主幹　今、委員おっしゃるとおり、逆にしっかり直し過ぎて高上がりになる、要は経済的耐用年数と言うのですけれども、それだったらもう新しくしてしまって、建物自体を新しくしたほうがいいのではないかという耐用年数もございまして、もう一つが委員もおっしゃっていましたけれども、機能的耐用年数ということで普通に考えれば６０年、７０年たっているといろんな社会情勢も変わりますので、陳腐化するというか、使えなくなるということもございます。なので、一応使用年数としては６０年、７０年程度で設定いたしますけれども、もともとの長寿命化の目的は、取りあえずここ１０年例えば１５年程度でどれぐらいのお金で直していくのだというのを把握するというのはございますので、一応計画としては１０年～２０年程度の期間でまず設定したいと。全体の建物としては６０年見るのですけれども、計画としては１０年～２０年程度でつくりたいなと考えてござ

います。

　以上でございます。

○五十嵐委員　今、同僚委員のほうで幾つか同じようなことで聞いていただきましたが、私のほうからは１点だけお伺いをしたいと思います。

　事業者の選定の件でございますが、２項目めの落札者の決定基準というところで評価の仕方をこの技術点と価格点ということで行うというふうに記載されておりますけれども、同等に評価できる配点とするということでございますが、基本的に満点を何点と設定した上での配点で、この同等に評価できるという意味合いは技術点、価格点を５０％ずつに点を割り振るという意味なのかどうかをまず確認をさせていただきたいと思います。

　それと、この技術点という部分と価格点の中身なのですが、裏面を見ましたら評価項目というのも多分複数あろうかと思うのですが、この事業計画というところの組織、経営計画、リスク管理等の部分というこの評価項目というのは、さっきも申し上げました技術点、価格点でいきますと技術点のほうに入るのか、どこに入るのかということがもうちょっと詳しく説明をいただきたいなということでございます。

　それと、いろいろ視察をさせてもらったりした中で、やはりその入札業者を設定するに当たってはいろんな項目を用意し、それを評価をして入札者を決定しているというのが幾つかのところで見られたわけでございますので、重点を置く項目に配点を高くするという意味合いはすごくよく理解できますし、そうすべきだと思いますし、むしろ私ども受注者の意思を示すものであるということで大変よろしいのですが、何せこれ最初にもう価格点と技術点で半分半分ということになると、この意思を通すために配点を高くしたとしても条件があるのであれば、ちょっと意味がないのかなというふうに思いまして、十分この配点で満足できるような、半々の設定で満足できる評価ができるのかどうか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○稲場総務課主幹　事業者選定に係る御質問に順次お答えいたします。

　まず、満点の考え方ですけれども、現時点では一応１００点満点でということで考えてございます。技術点と価格点の比率です。半々なのかということでございますけれども、基本的には価格点というのは一番安い業者が満点を取る設定になっています。技術点のほうは当然満点は取れませんので、５対５にしますと価格が優位になってしまいますので、その辺を改良した比率ということで設定したいと考えております。

　この資料にあります評価項目、いろいろございますけれども、ここに置いている評価項目は価格以外ですので、全て技術が定性的な評価ということで技術点ということで今考えております。

　最後は、同等に評価すると技術の評価がおろそかになるという言い方はあれですけれども、少し限りがあるので、どうなのだということでございますけれども、ただ当然技術も大事なのですが、技術が優れているから、では何十億円は高くてもいいという話もなかなかならないものですから、一応技術を評価した上で価格のほうを考慮に入れるということ

で同等な評価ということで今考えているところでございます。
以上でございます。
○山田委員　幾つか伺います。
まず、新中間施設の整備計画、事業者選定であります。入札の説明についてはこの表での説明ではある程度理解できますが、全体的にその２番目の落札者決定基準、それから要求水準について、契約書（案）について、このペーパーではあまりにも雑駁過ぎて、これを土台とした、そういう資料があるはずなのですが、そういうものをきちっとこの会議である程度示していただいて、その中で議論するというのが私はやっぱり最善な審査ではなかろうかなと思います。委員長に要請しますが、もしくはそういうものがあれば当委員会に資料等を後日でもいいですから提出されるようよろしくお願いいたします。
それから、もう一つは長寿命化の考え方です。１点聞きます。確かにいかに長寿命化するかというのはハード的な考えは説明されましたけれども、問題は市民、町民が、住民がいかにこれを利用するかという機能の面というのもある程度は必要ではないかと思います。当議会でもあちこち視察に行きましたけれども、やはりそれなりのその時代のニーズに合ったこういう利用の仕方、住民、市民がいかにここで利用するかという、そういう機能的なある程度計画の考え方というのも必要ではなかろうかというふうにありますので、その点どのように考えているかお伺いいたします。
以上であります。
○我妻委員長　今、山田委員のほうから選定基準の調査書について雑駁過ぎるということなのですけれども、事務局としてこの資料の出し方の考え方について説明いただければ説明していただき、委員から要請されたため委員長として書類の提出を求めるか否かの判断をしたいと思います。まず、その点について御答弁願います。出して差し支えなければ、そのとおり出しますということで答えでよろしいのですけれども、インサイダー絡みで何かあるのであれば、そこはしんしゃくしたいと。
○稲場総務課主幹　今、山田委員のほうから御意見あったとおり、本当に概要の概要を御説明しているだけでというところはございます。ただ、入札の前ということがございますので、あまり詳細な資料、数字等が入った資料を出すというのもなかなか難しいところがあるのかなということで今日はちょっと概要で御説明ということではありますが。
○我妻委員長　入札後で出せるということでよろしいですか。
○稲場総務課主幹　入札公告ではもう公表しますので、その後であればそれでお示しはできる……
○我妻委員長　２月中。
○稲場総務課主幹　２月の下旬までです。
○山田委員　今の資料の出し方ですけれども、当然その入札に影響があるということはやはり差し控えるべきだと思いますけれども、そこまでならない数字をそこで示さないでこれ以内というか、こういう数字でということは必要なくして、そういう項目でまずお示し

していただくというのが一つの考え方かなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〇稲場総務課主幹　公告の書類本体というものではなくて、もう少しポイントをきちんと整理している資料はお出しすることできますので、後日整理して皆さんにお配りしたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

〇我妻委員長　後日ということでよろしいですか。

〇山田委員　はい。

〇我妻委員長　それでは、山田委員の長寿命化の関係で機能の在り方について、答弁をお願いします。

〇藤谷総務課主幹　長寿命化において施設の持つ設備機能等が時代のニーズに合っていくかどうかといった御質問でしたけれども、それは広域連合施設ではプールですとか缶、ビン、ペットボトルのリサイクルシステムとか、そういった工事設備等、あと最終処分場の水処理装置とか、そういったプラントを持つ施設が多いということなのですけれども、そちらも建物だけではなくて、そういったところも長く使っていくと、性能の劣化、それから時代によってその排出基準とか変わるといったこともございますので、その辺りはその時代に応じた改修等を考えていくことが大切なのかなということで考えています。

以上です。

〇我妻委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇我妻委員長　ないようなので、以上で質疑を終了いたします。

次に、本委員会における令和２年度の先進都市に対する委員会調査についてでありますが、視察実施の有無を含め、視察地、調査内容等に御意見等がございましたらお伺いしたいと思いますが、御意見ございませんか。

〇小久保委員　新年度のことだと思いますが、前回最初の会議のときに今新施設を造るというところの部分での様々な視察はこれまでも行ってきたので、見直してはどうかという御意見もあったなというふうに記憶しております。ですから、新年度に関してはそういったことも踏まえて新しいスケジュールもスタートするようですし、まずは新年度については見送ってもいいのではないかというふうな考えを持っています。もちろんそれぞれ議員の皆さん考えがございますでしょうから、それを押しつけるものではないのですが、そういうのも一つの考え方かなと。コストもかかりますので、そのことも少し勘案をしていただけたらなというふうに思います。

〇五十嵐委員　同じ考えなのですが、昨年、本年度ですが、新しい委員になられた方もいらっしゃるということもありまして、もう一年継続したらどうかということを私のほうで提案させていただいた経緯がございましたけれども、そのときも今年度については中止といいますか、しないほうがという意見もあったことも記憶しております。私も今年１年というつもりで発言をさせていただいたつもりでおりますので、新年度については今、小久

保委員がおっしゃったようにしないという形でよろしく願いたいというふうに思います。

○我妻委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○我妻委員長　それでは、令和２年度の先進地調査につきましては、視察経費は予算計上される予定となっておりますが、まずは実施しない予定とし、調査研究が必要となった際には先進地調査を実施することとしたいと思いますが、このような考え方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○我妻委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後　２時４７分　散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第２６条第１項の規定により署名する。

総務常任委員会　委員長